

法第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所

(平成一四・一二・一六経告四二〇)

(改正平成一六・三・二九経告一〇〇)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)第十条第一号の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第十九条に規定する手数料を現金をもって納めることができる事務所を指定したので、次のとおり告示する。

経済産業大臣 名

東京都千代田区霞が関一丁目三番地一号 経済産業省内